

頁	変更前	頁	変更後
2	<p>第1章 総則 (用語の定義) (13) 水位周知下水道 市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した下水道。市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う(法第13条の2第2項)。</p> <p>(14) 水位到達情報 水位到達情報とは、水位周知河川及び水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報、水位周知海岸においては氾濫発生情報(高潮特別警戒水位)のことをいう。</p>	2	<p>第1章 総則 (用語の定義) (13) 水位周知下水道 市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う(法第13条の2第2項)。</p> <p>(14) 水位到達情報 水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。</p>
3	<p>(21) 雨水出水特別警戒水位 法第13条の2第2項に定める雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を通知及び周知しなければならない。</p> <p>(23) 洪水浸水想定区域 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)。</p> <p>(24) 高潮浸水想定区域 水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条の3)。</p> <p>(25) 雨水出水浸水想定区域 水位周知下水道について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該設下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として市町村長が指定した区域をいう(法第14条の2)。</p>	3	<p>(21) 雨水出水特別警戒水位 法第13条の2第2項に定める雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p> <p>(23) 洪水浸水想定区域 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)。</p> <p>(24) 高潮浸水想定区域 高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条の3)。</p> <p>(25) 雨水出水浸水想定区域 市町村が管理する排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該排水施設において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として市町村長が指定した区域をいう(法第14条の2第2項)。</p>
4	<p>(水防責任) 1 水防管理団体の責任 (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。</p>	4	<p>(水防責任) 1 水防管理団体の責任 (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(法第15条の3)</p>

5	3 国土交通省の責任 (1) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)	5	3 国土交通省の責任 <u>(削除)</u> ※削除に伴う番号の繰り上げも併せて実施									
6	4 河川管理者の責任 (新規)  (津波における留意事項) 第4 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて(省略)は異なる。 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能 なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかか る場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。	6	4 河川管理者の責任 <u>(1) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)</u> ※追加に伴う番号の繰り下げも併せて実施  (津波における留意事項) 第4 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて(省略)は異なる。 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能 なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合 は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。									
8	第3章 水防組織 (県の水防組織)	8	第3章 水防組織 (県の水防組織) ・組織再編に伴う修正									
11	第5章 ダム、水門等及びその操作 (分水路・遊水地等の操作)	11	第5章 ダム、水門等及びその操作 (分水路・遊水地等の操作) <table border="1" data-bbox="1715 898 2620 1003"> <tr> <td>名 称</td> <td>水防支部名</td> <td>規則又は要領の名称</td> </tr> <tr> <td>下土棚遊水地</td> <td>藤 沢 土 木</td> <td>下土棚遊水地ゲート操作要領(案)</td> </tr> <tr> <td>風 間 遊 水 地</td> <td>厚木土木事務所津久井治水センター</td> <td>風間遊水地ゲート操作要領(案)</td> </tr> </table>	名 称	水防支部名	規則又は要領の名称	下土棚遊水地	藤 沢 土 木	下土棚遊水地ゲート操作要領(案)	風 間 遊 水 地	厚木土木事務所津久井治水センター	風間遊水地ゲート操作要領(案)
名 称	水防支部名	規則又は要領の名称										
下土棚遊水地	藤 沢 土 木	下土棚遊水地ゲート操作要領(案)										
風 間 遊 水 地	厚木土木事務所津久井治水センター	風間遊水地ゲート操作要領(案)										
12	(取水堰及び水門等の操作) 第3 水防管理者は、(省略)措置を講じておくものとする。 河口部・海岸部の水門、陸閘等の管理者は、津波警報が発表された場合には安全確保のため 直接操作させないなど、操作員の安全確保を最優先にするものとする。 <table border="1" data-bbox="448 1213 1433 1266"> <tr> <td>羽村取水堰</td> <td>東京都水道局長</td> <td>羽 村 取 水 堰 操 作 規 程</td> <td>資料16</td> </tr> </table>	羽村取水堰	東京都水道局長	羽 村 取 水 堰 操 作 規 程	資料16	12	(取水堰及び水門等の操作) 第3 水防管理者は、(省略)措置を講じておくものとする。 河口部・海岸部の水門、陸閘等の管理者は、 <u>大津波警報</u> 、津波警報が発表された場合には安 全確保のため直接操作させないなど、操作員の安全確保を最優先にするものとする。 <table border="1" data-bbox="1715 1213 2700 1266"> <tr> <td>羽村取水堰</td> <td>東京都水道局長</td> <td>東京都水道局羽村取水堰操作規程</td> <td>資料16</td> </tr> </table>	羽村取水堰	東京都水道局長	東京都水道局羽村取水堰操作規程	資料16	
羽村取水堰	東京都水道局長	羽 村 取 水 堰 操 作 規 程	資料16									
羽村取水堰	東京都水道局長	東京都水道局羽村取水堰操作規程	資料16									
15	第7章 通信連絡 (報道機関の活用)  (災害時優先通信の取り扱い) 第5 災害等により電話が混み合った場合には、(省略)接続が困難となる。これを回避 するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業 法(昭和59年法律第86号)に基づき災害時優先通信を利用することができる。	15	第7章 通信連絡 (報道機関の活用) ・ <u>報道機関名の修正</u>  (災害時優先通信の取り扱い) 第5 災害等により電話が混み合った場合には、(省略)接続が困難となる。これを回避 するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業 法(昭和59年法律第86号) <u>第8条第1項</u> に基づき災害時優先通信を利用することができ る。									
16	水防時における通信連絡基本系統図 [その1]	16	水防時における通信連絡基本系統図 [その1] ・ <u>機関名の修正</u>									
18~24	水防時における通信連絡基本系統図 [その3] ~ [その9]	18~24	水防時における通信連絡基本系統図 [その3] ~ [その9] ・ <u>情報伝達先の修正</u> ・ <u>機関名、連絡先の修正</u>									

25	<p>第8章 洪水予報等 (水防活動用の注意報・警報及び波浪警報の連絡)</p> <p>第1 水防本部長及び水防支部長は、横浜地方気象台が発表する水防活動用の注意報・警報及び波浪警報の通報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図〔その1〕」(第7章第1)により通信連絡するものとする。(法第10条第1項、気象業務法第15条第2項)</p> <p>(水防活動用の注意報・警報及び波浪警報の種類)</p> <p>(洪水予報の種類及び発表基準)</p> <p>第3 知事は、(省略)これを一般に周知するものとする。 また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p>	25	<p>第8章 洪水予報等 (水防活動用の注意報・警報の連絡)</p> <p>第1 水防本部長及び水防支部長は、横浜地方気象台が発表する水防活動用の注意報・警報の通報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図〔その1〕」(第7章第1)により通信連絡するものとする。(法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項)</p> <p>(水防活動用の注意報・警報の種類)</p> <p>・<u>注意報、警報の種類及び発表基準の修正</u></p> <p>(洪水予報の種類及び発表基準)</p> <p>第3 知事は、(省略)これを一般に周知するものとする。 また、知事が指定した河川について通知をした知事は、<u>避難情報発令</u>の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p>
26	<p>(多摩川の洪水予報)</p> <p>法第10条第3項、気象業務法第15条第2項</p>	26	<p>(多摩川の洪水予報)</p> <p>法第10条第2項、気象業務法第14条の2第1項</p>
27	<p>(相模川下流の洪水予報)</p> <p>法第10条第3項、気象業務法第15条第2項</p> <p>(相模川中流の洪水予報)</p> <p>法第11条、気象業務法第15条第2項</p> <p>(鶴見川の洪水予報)</p> <p>法第10条第3項、気象業務法第15条第2項</p> <p>第9章 水位周知河川における水位到達情報 (種類及び発表基準)</p> <p>第1 知事は、(省略)一般に周知させるものとする。 また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p>	27	<p>(相模川下流の洪水予報)</p> <p>法第10条第2項、気象業務法第14条の2第1項</p> <p>(相模川中流の洪水予報)</p> <p>法第11条第1項、気象業務法第14条の2第1項</p> <p>(鶴見川の洪水予報)</p> <p>法第10条第2項、気象業務法第14条の2第1項</p> <p>第9章 水位周知河川における水位到達情報 (種類及び発表基準)</p> <p>第1 知事は、(省略)一般に周知させるものとする。 また、知事が指定した河川について通知をした知事は、<u>避難情報発令</u>の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p>

28 (洪水特別警戒水位の通知及び周知)  
 3 洪水特別警戒水位の通知及び周知の発表様式は、第2号様式のとおりとする。

第10章 水位周知海岸における水位到達情報  
 (種類及び発表基準)

第1 知事は、知事が指定した海岸について、水位が高潮特別警戒水位(法第13条の3)に達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。  
 また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、避難のための指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。  
 高潮特別警戒水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報(高潮氾濫発生情報の解除)を、可能な限り速やかに発表することとする。

種類	発表基準
高潮氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に達した場合、また高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫したものと推測される場合 (ただし、高潮特別警戒水位に達した場合でも、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されない場合は除く)

28 (洪水特別警戒水位の通知及び周知)  
 3 洪水特別警戒水位の通知及び周知の発表様式は、第2号様式(その1~2)のとおりとする。

第10章 水位周知海岸における水位到達情報  
 (種類及び発表基準)

第1 知事は、知事が指定した海岸について、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位(法第13条の3に規定される水位)に達したときは、高潮氾濫発生情報を発表し、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。  
 また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。  
高潮氾濫発生情報を発表した後に、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合は、高潮氾濫発生情報の解除を発表し、関係機関等へ通知することとする。

種類	発表基準
高潮氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき、また高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合 (ただし、高潮特別警戒水位に達した場合でも、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されない場合は除く)

29 第11章 水位周知下水道における水位到達情報  
 (種類及び発表基準))

第1 市町村長は、水位周知下水道として指定したものについて、当該水位周知下水道の水位観測所の水位(法第13条の2第2項に規定される雨水出水特別警戒水位)に達したときは、その旨の水位を示して、直ちに水防管理者及び県知事に通知するとともに、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある地下街管理者等に周知するものとする。

29 第11章 水位周知下水道における水位到達情報  
 (種類及び発表基準))

第1 市町村長は、市町村長が指定した水位周知下水道について、水位が雨水出水特別警戒水位に達したときは、その旨を水防管理者及び量水標管理者、県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある地下街管理者等に周知するものとする。

30 第12章 水防警報  
 (水防警報の種類、内容及び発表基準)  
 2 水防警報の様式は、第5号様式のとおりとする。

30 第12章 水防警報  
 (水防警報の種類、内容及び発表基準)  
 2 水防警報の様式は、第5号様式(その1~3)のとおりとする。

40 別表第1(第3章第3関係)  
 指定水防管理団体・水防管理団体の水防団・消防団一覧表

40 別表第1(第3章第3関係)  
 指定水防管理団体・水防管理団体の消防団一覧表  
 ・団員数の更新(団員数18,190箇所→18,111箇所)

41~130	別表第2(第4章第3関係) 神奈川県「重要水防区域(河川)重要度評定基準」 別表第3(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別総括表 別表第4(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域河川別総括表 別表第5(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別内訳表 別表第6(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別位置図	41~131	別表第2(第4章第3関係) 神奈川県「重要水防箇所(河川)重要度評定基準」 別表第3(第4章第3関係) 神奈川県重要水防箇所(河川)支部別総括表 別表第4(第4章第3関係) 神奈川県重要水防箇所(河川)河川別総括表 別表第5(第4章第3関係) 神奈川県重要水防箇所(河川)支部別内訳表 別表第6(第4章第3関係) 神奈川県重要水防箇所(河川)支部別位置図  ※重要水防区域の見直しに係る変更 (各支部毎の変更内容は【資料3】を参照) ○重要水防箇所変更河川 ・国直轄河川 (多摩川、鶴見川、相模川(下流)、矢上川、早濑川、鳥山川) 総延長40,916.6m→48,037.0m 箇所数348箇所→416箇所に変更 ・県管理河川 (早濑川、小出川、目久尻川、道保川、道志川、和泉川、小松川、蓼川) 総延長231,802.0m→230,132.0m
131~141	別表第7(第4章第4関係) 神奈川県「重要水防区域(海岸)重要度評定基準」 別表第8(第4章第4関係) 神奈川県重要水防区域(海岸)支部別総括表 別表第9(第4章第4関係) 神奈川県重要水防区域(海岸)支部別内訳表 別表第10(第4章第4関係) 神奈川県重要水防区域(海岸)支部別位置図	132~142	別表第7(第4章第4関係) 神奈川県「重要水防箇所(海岸)重要度評定基準」 別表第8(第4章第4関係) 神奈川県重要水防箇所(海岸)支部別総括表 別表第9(第4章第4関係) 神奈川県重要水防箇所(海岸)支部別内訳表 別表第10(第4章第4関係) 神奈川県重要水防箇所(海岸)支部別位置図  ※重要水防区域の見直しに係る変更 ○重要水防区域変更河川 ・県西土木事務所小田原土木センター (湯河原海岸) 重要水防箇所66箇所→68箇所
142~151	別表第11(第5章第3関係) 取水堰等統括表 別表第12(第5章第3関係) 取水堰等支部別内訳表	143~152	別表第11(第5章第3関係) 取水堰等統括表 別表第12(第5章第3関係) 取水堰等支部別内訳表 ・箇所数の更新(箇所数173箇所→175箇所) ・位置、名称、管理者名の修正
152~156	別表第13(第5章第3関係) 陸閘等総括表 別表第14(第5章第3関係) 陸閘等支部別内訳表	153~157	別表第13(第5章第3関係) 陸閘等総括表 別表第14(第5章第3関係) 陸閘等支部別内訳表 ・箇所数の更新(箇所数80箇所→82箇所) ・位置、構造の修正
157~158	別表第15(第6章第2関係) 水防倉庫一覧表	158~159	別表第15(第6章第2関係) 水防倉庫一覧表 ・箇所数の更新(箇所数161箇所→159箇所) ・水防倉庫管理者名、所在地の修正
161~168	別表第17(第12章第2関係) 雨量観測所一覧表	162~168	別表第17(第12章第2関係) 雨量観測所一覧表 ・箇所数の更新(箇所数194箇所→197箇所) ・所属、観測箇所、大字、種類、観測者の修正



169～175	別表第18（第13章第2関係）水位（潮位）観測テレメータ局位置図 別表第19（第13章第2関係）水位観測所一覧表	170～176	別表第18（第13章第2関係）水位（潮位）観測テレメータ局位置図 別表第19（第13章第2関係）水位観測所一覧表 ・ 箇所数の更新（箇所数165箇所→168箇所） 48新田間橋、134小倉、135大月の追加
177～178	別表第19その2（第13章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所位置図 別表第19その3（第13章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所一覧表	178～179	別表第19その2（第13章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所位置図 別表第19その3（第13章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所一覧表 ・ 箇所数の更新（箇所数116箇所→118箇所） ・ 新田間川、渋田川分水路の追加
179	別表第20（第13章第2関係）潮位波高観測所一覧表	180	別表第20（第13章第2関係）潮位波高観測所一覧表 ・ 小田原漁港観測所の削除 ・ 位置、事務所名の修正
201	別表第26（第14章第1関係） 県の水防体制（水防本部・支部） ・ 注 3. ※（風水害時の対応については、参-43～46を参照のこと）	203	別表第26（第14章第1関係） 県の水防体制（水防本部・支部） ・ 注 3. ※（風水害時の対応については、「 <u>県土整備局における風水害等時の緊急参集の在り方の見直しについて（令和2年7月21日付け県土整備局総務室長通知）</u> 」を参照のこと）
207	第1号様式（第8章第2関係）（その3）神奈川県記録的短時間大雨情報	209	第1号様式（第8章第2関係）（その3）神奈川県記録的短時間大雨情報 ・ 発表例文の修正
232	第8号様式（第2章第1関係）（その1）	234	第8号様式（第2章第1関係）（その1） ・ 水防情報等連絡表の修正
資1～2	資料1（第2章第1関係）東京都と水防本部長との協定	資1～3	資料1（第2章第1関係）東京都と水防本部長との協定 ・ 協定変更に伴う修正
資9～10	資料3（第2章第1関係）静岡県との協定	資10～11	資料3（第2章第1関係）静岡県との協定 ・ 協定変更に伴う修正
資20～52	資料4その2（第5章第2関係）三保ダム放流警報要領	資21～51	資料4その2（第5章第2関係）三保ダム放流警報要領 ・ 改正に伴う修正
資59～87	資料5その2（第5章第2関係）城山ダム放流要領	資58～85	資料5その2（第5章第2関係）城山ダム放流要領 ・ 改正に伴う修正
資158～166	資料17（第5章第3関係）神奈川県 <small>の</small> 海岸法に関する陸間等操作規則	資156～164	資料17（第5章第3関係）神奈川県 <small>の</small> 海岸法に関する陸間等操作規則 ・ 改正に伴う修正
資173～181	資料21（第8章第2関係）水害に関する注意報・警報の種類及び発表基準	資171～179	資料21（第8章第2関係）水害に関する注意報・警報の種類及び発表基準 ・ 最新版に更新
資182～183	資料22（第14章第1関係）水防準備配備規程＜水防本部用＞	資180～181	資料22（第14章第1関係）水防準備配備規程＜水防本部用＞ ・ 改正に伴う修正
資184	資料23（第16章第5関係）自衛隊の災害派遣要請	資182	資料23（第16章第5関係）自衛隊の災害派遣要請 ・ 要請先（担当窓口、防災行政通信網）の修正

参1~17	参考資料1 水防法	参1~18	参考資料1 水防法 ・改正に伴う修正
参20~21	参考資料3 神奈川県水防協議会委員名簿	参21~22	参考資料3 神奈川県水防協議会委員名簿 ・組織再編等に伴う修正
参22~23	参考資料4 神奈川県水防本部要員服務要領	参23~24	参考資料4 神奈川県水防本部要員服務要領 ・組織再編等に伴う修正
参32~34	参考資料9 危機管理型水位計一覧表	参33~35	参考資料9 危機管理型水位計一覧表 ○観測開始水位の設定 7箇所追加 目久尻川(目久尻橋)、(寒川橋)、永池川(平泉橋)、鳩川(長戸呂橋)、境川(目黒橋)、引地川(長後天神添橋)、(福寿橋)
参35	参考資料10 簡易型河川監視カメラ画像公開箇所一覧表	参36	参考資料10 簡易型河川監視カメラ画像公開箇所一覧表 ・箇所数の更新(箇所数76箇所→100箇所) 相模川(昭和橋)、(戸沢橋)、(玉川合流点)、(三川合流点)、(座架依橋)、(新田宿)、(中津)、中津川(八菅橋)、帷子川(平和橋)、(万里橋)、鶴見川(八和らぎ橋)、恩田川(岩川合流点)、大岡川(久保橋)、酒匂川(高瀬橋)、(足柄大橋)、(酒匂橋)、狩川(穴部新田)、(飯田岡)、(小台)、仙了川(清水新田)、(柳新田)、山王川(山王橋)、(天神橋)、新崎川(宮渡橋)
参36	参考資料11 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 (1)雨量による通行規制対象路線一覧表	参37	参考資料11 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 (1)雨量による通行規制対象路線一覧表 ・箇所数の更新(箇所数18路線22箇所→19路線24箇所)
参37	管理外関連道路の異常気象時における道路通行規制区間及び基準	参38	管理外関連道路の異常気象時における道路通行規制区間及び基準 ・路線名、管理事務所名、規制区間、基準、連絡先の更新
参39	参考資料12(その2) 水防活動関係機関連絡先一覧【県機関】<水防本部>	参40	参考資料12(その2) 水防活動関係機関連絡先一覧【県機関】<水防本部> ・組織改編に伴う修正
参42	参考資料12(その3) 水防活動関係機関連絡先一覧【報道機関】<水防本部>	参43	参考資料12(その3) 水防活動関係機関連絡先一覧【報道機関】<水防本部> ・最新版に更新